

令和 2 年度 いじめ防止基本方針



坂戸市立桜中学校

目次

I 桜中学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって	2
II いじめの未然防止のための取組.....	3
1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。 ...	3
2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。	3
3 生徒の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。 ...	3
III いじめの早期発見への取組	4
1 学校生活アンケート等の実施	4
2 生徒の様々な情報の共有	4
IV いじめの早期解決への取組	4
1 すばやく丁寧な対応をする。	4
2 生徒の様々な情報の共有	5
V いじめの問題に向けての校内組織	5
1 いじめ防止対策委員会の設置	5
VI いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について... ..	6
1 重大事態の対応防止	6
2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供	6
VII インターネットを通じて行われるいじめ対策	6
1 情報モラルの徹底	6
VIII 年間指導計画	7
IX 資料	8

I 桜中学校「いじめ防止基本方針」

策定にあたって

- 1 桜中学校「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

- 2 桜中学校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全教職員が**「いじめは、どの子にも起こりうる。絶対に許さない。」**という基本認識に立ち、全校生徒が「安心して安全に勉強や部活動、学校行事に取り組むなど、明るい学校生活を送れる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。



II いじめの未然防止のための取組

1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。

教員一人一人がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図る。さらに、生徒が活躍できる授業を通して、達成感を味わわせることにより自尊感情を育み、道徳を核として全教育活動の中で、「命の大切さ」を指導する。本校では、以下の取組を行う。

- (1) 授業研究を通して、指導方法の工夫改善を図り、指導力の向上に努める。
- (2) 年間を通して、道徳の時間や人権教育週間において、「命の大切さ」について指導を行う。
- (3) 朝の会や朝会など、適時に適切な指導を行う。

2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。

生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会、部活動担当者会において、全教職員が情報を共有するなど組織的に「いじめ」の未然防止に努める。

- (1) 教職員が生徒たちと関わる中で感じた（得た）情報を共有し、生徒個人や他との人間関係の把握に努める。
- (2) 学校生活アンケートを実施し、生徒個人の学校生活の様子、他の生徒との関わりを把握する。

3 生徒の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。

生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 生徒会活動、係、委員会活動を活発化させ、自らの力で学校をよりよい生活の場とできるような取組を支援する。
- (2) 学校行事を通して、自分と他との関わりを意識させる中で、よりよい人間関係づくりを行うための支援を行う。

一人じゃないよ。先生がいるよ！！

III いじめの早期発見への取組

1 学校生活アンケート等の実施

本校では、生徒が安心して充実した学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ調査のアンケートを年4回実施（5月、9月、1月、3月）
- (2) 教育相談アンケートを通して、生徒の生活の様子から悩みの早期発見に努める（6月、11月）。
- (3) 毎日の生活記録ノートによる、担任との心のキャッチボールを行う。

2 生徒の様々な情報の共有

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するために、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部会、教育相談部会、企画委員会、部活動担当者会において、生徒の様々な様子について情報を共有する。
- (2) 全職員が、生徒たちの担任という意識を持ち、授業や休み時間などを通して、生徒のささいな変化にも気づく高いアンテナを持ち、情報収集に努める。

IV いじめの早期解決への取組

1 すばやく丁寧な対応をする

本校では、生徒が安心で充実した学校生活を送ることができると共に、規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に生かす。
- (2) 生徒指導部会と道徳部会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校では、本校職員が、いじめに関わる相談等において他校に関わるいじめの事実があると思われる時は、当該校への連絡その他の適切な処置をとる。
- (4) 本校では、法23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委

員会へ速やかに報告する。

2 生徒の様々な情報の共有

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、その情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) いじめ防止対策委員会は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全教職員の資質向上に努める。
- (2) 毎週の教育相談部会において、問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように全職員に周知する。
- (3) さわやか相談員、スクールカウンセラーによる、いじめ相談に関わる相談体制を確立する。

V いじめの問題に向けての校内組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】管理職、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、その他必要と認められる者

【活動内容】・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。

- ・いじめ防止に関するここと
- ・いじめ発生時の対応について 等

【開催】年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

いじめに対する
初期対応

- ①被害生徒から事実関係の把握
(十分に配慮した聴き取り)
〔担任等〕
- ②加害生徒の事情聴取(個別、徹底的に)
〔担任、部活動顧問等〕
- ③教育委員会へ報告
〔校長、教頭〕
- ④被害生徒、保護者へ事実関係
の報告、謝罪
〔校長、教頭、学年主任、担任等〕
- ⑤学校全体の共通理解学校の指導方針、
対策の確立
- ⑥加害生徒、保護者への説明、指導
〔校長、教頭、生徒指導主任、
該当学年教員〕
- ⑦加害生徒、保護者から被害生徒、保護者
への謝罪
(弁済等、状況によって外部機関の
協力要請)

VI いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

1 重大事態の対応防止

本校では、「重大事態」が生じたときに調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに市教育委員会に報告する。調査に当たっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて市教育委員会と連携し、市の問題調査審議会の委員等の派遣を市教育委員会に要請する。

2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供

「重大事態」を全職員が理解し、いじめ防止対策委員会において調査する。

調査結果については、法28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ① 生徒指導部、教育相談部では、該当事案が二度と起こらないようするため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間指導計画の見直しを即座に実施する。
- ② いじめの被害生徒を守るために、全職員での校内巡回を実施し見守りを行う。

VII インターネットを通じて行われるいじめ対策

1 情報モラルの徹底

本校では、生徒のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- ① 学活や技術・家庭科の授業を通して、ネット問題についての授業を実施する。
- ② 生徒の意識啓発とともに、保護者の意識啓発に力をいれるため、PTAと協力し講演会等の実施やリーフレット等の配布を行う。

VIII 年間指導計画

月	指導内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組確認 企画委員会：「令和2年度いじめ防止基本方針」策定
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめ調査アンケート実施 人権教育週間における以下の指導。（学年・人権教育部） <ul style="list-style-type: none"> 1年生（身近な差別を取り上げ、差別を許さない集団づくり） 2年生（人権尊重の立場から、身近な差別の解消のための実践力） 3年生（積極的に差別を解消しようとする実践力）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回教育相談アンケート実施 教育相談週間（二者・三者面談） 第1回いじめ防止対策会議
7月	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した授業の実施（道徳部） <ul style="list-style-type: none"> 私たちの初詣 1－（3）（いじめ） 仮入部 2－（3）（真の友情）
8月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に向けた校内研修会（いじめ防止対策委員会）
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回いじめ調査アンケート実施 <ul style="list-style-type: none"> 私もいじめた一人なのに 4－(3)
10月	<ul style="list-style-type: none"> 卒業文集 最後の2行 4－(8)
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回教育相談アンケート実施 教育相談週間（二者・三者面談） 第2回いじめ防止対策会議
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育週間における以下の指導。（学年・人権教育部） <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県人権感覚育成プログラムを使用し、「自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動」のとれる生徒の育成。
1月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回いじめ調査アンケート実施 ひとりぼっち 4－(3)
2月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回いじめ防止対策会議 「いじめ防止基本方針」の年間評価
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第4回いじめ調査アンケート実施 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止対策委員会）



IX 資料

「いじめ」とは、集団の中に蔓延する差別

- ・日常的な冷やかしとからかい
- ・行き過ぎたふざけあい
- ・乱暴な言葉のやり取り
- ・差別的な言動の蔓延

いじめには進行（段階）がある！！

●いじめの進行とサイン

【第1段階】

遊びなどを通して、ルールがあり機能している。**役割の交代**が行われている。（例 鬼ごっこでじゃんけんに負けたら鬼）※対等の人間関係なのだから、けんかといつても良いかも知れない。

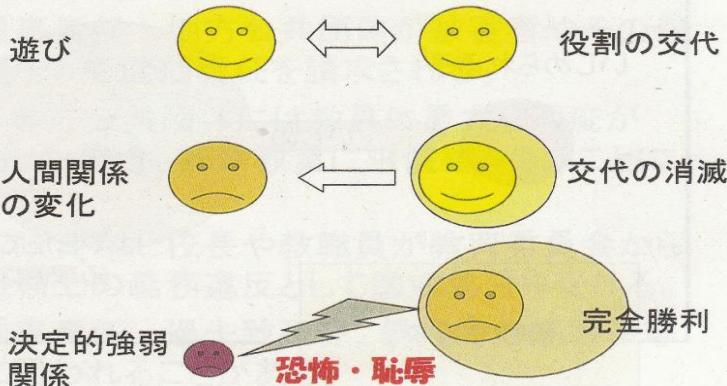
【第2段階】

交代の消滅。人間関係の中にルールが無くなる。（**人間関係の変化**）
(例 難癖をつけてじゃんけんが勝つまでやり直す。)
一対多の関係へ。固定的な役割関係。

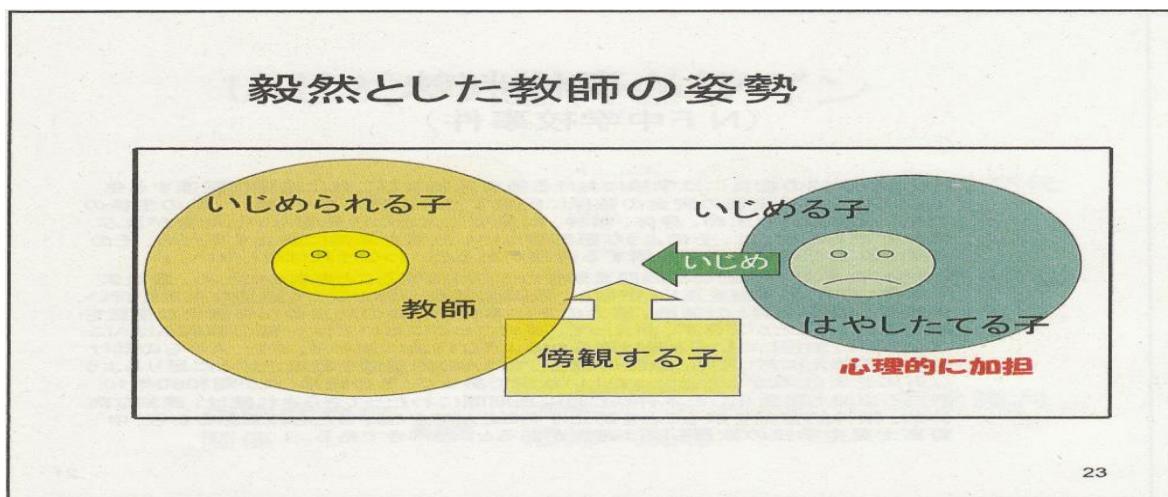
【第3段階】

あるきっかけ（恐怖・恥辱）による決定的な強弱関係
(この時点になってしまふと、握手は考えられない)

いじめの進行とサイン



教師は何ができるか？



- ① 第2段階でいかに早く発見するか。
(これ以上やつたら“いじめ”だよ。→握手→解決→元に戻る)
- ② 第3段階になると、握手しても影に隠れて深く潜行してしまう。
- ③ 生徒は第2段階で、教師にSOSを出してくる。気がついて貰いたい。
(例 わざと叱られる行為をする。職員室に頻繁に来る。)

人間は孤独には耐えられるが、孤立には耐えられない

一人じゃないよ。先生がいるよ！！

第3段階になったら、心に響く投げかけを！そして、教師が入ると、今までの関係が崩れるので、その攻撃の矛先を教師に向けてくる。(授業妨害など) 管理職は、「あなたはまちがっていない。このままやってくれ」この一言が大事。→その後、傍観していた生徒が先生の味方をするようになっていく。→雰囲気が出てくる→解決(ものすごい労力) → (しかえしが始まるかもしれない注意が必要)